保育所委託費（運営費）について　～賃貸整備による保育所～

事業費モデルケース

定員４０人の年間事業費　約６，３００万円

定員６０人の年間事業費　約８，２００万円

試算条件

①入所児童数（全児童が保育標準時間認定と仮定）

定員	０歳児	１歳児	２歳児	３歳児	４歳児	５歳児
40 人	２人	７人	７人	８人	８人	８人

定員	０歳児	１歳児	２歳児	３歳児	４歳児	５歳児
60 人	３人	11 人	11 人	11 人	12 人	12 人

②適用する加算項目

・処遇改善等加算Ⅰ（賃金改善要件分を含む 11％で試算）
・所長設置加算
・３歳児配置改善加算
・賃借料加算
・冷暖房費加算
・小学校接続加算
・処遇改善等加算Ⅱ

③事業費（公定価格）の試算方法

内閣府のホームページに掲載されている「公定価格の試算ソフト」により、事業費を試算することが可能です。

＜内閣府ホームページ＞

https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/jigyousya.html#shisansoft

④注意事項

上記モデルケースは年間事業費の参考としてお示しするものであり、実際の保育所委託費については、入所児童数や適用する加算項目等により異なることにご留意ください。また、事業費の詳細な試算方法については、施設運営課給付係（℡011-211-3027）までお問い合わせください。

賃借料に係る弾力運用

一定の条件を満たすことで、保育所委託費から賃借料を支払うことが可能になります（詳細は資料 13 参照）。賃借料に充てることのできる弾力運用額は、定員 40 人の保育所で最大約 1,400 万円になりますが、保育所の運営に支障のない範囲内であることが必要です。